

令和8年度 団体登録利用について

■登録団体

「登録団体」とは、日頃から活動を共にする3人以上で構成される既存の団体で、年間使用料を納付した団体をいいます。

■対象室場名

- ①リハーサル室
- ②音楽スタジオ
- ③創作スタジオ

■登録利用期間

令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）

■登録申請期間 および 申請方法

登録を希望される団体は、令和8年2月27日（金）までに「登録申請書」および「登録者名簿」に必要事項を記入のうえパレア文化課へ提出してください。

■定期登録利用日（使用の日時）

定期登録利用日は、平日の週2回を限度とします。

※1回とは、午前(8:30～12:00)・午後(13:00～17:00)・夜間(18:00～22:00)のいずれかの区分をいいます。

■登録の決定

登録申請期間終了後、定期登録利用日の重複がない場合、パレア文化課から申請者（代表者）あて使用許可を決定する「使用登録書」を送付します。

■定期登録利用日以外の利用 および 予約方法

定期登録利用日を含み、週2回の利用を超えない範囲であれば、定期登録利用日以外にも登録団体として利用することができます。ただし、土・日・祝日の利用は月1回を限度とします。その場合の予約受付期間は、次のとおりです。

○受付開始日：使用する日の1週間前

○受付終了日：使用する日の前日（その日が休館日に当たる場合は、その前日）

■打合せ

申込み団体数が多い場合、または希望する定期登録利用日が重複した場合等は、代表者による打合せ、抽選等を行います。

■料金

年間使用料	①リハーサル室	②音楽スタジオ	③創作スタジオ	30,000 円
	②音楽スタジオ	(カラオケ利用なし)		18,000 円

※営利目的（教室等授業料を徴収する場合等）では所定の使用料に100%加算した金額となります。

※ピアノ、椅子、机等の備品を利用する場合、別途使用料が必要となります。

※許可を受けた部屋以外の部屋を利用する場合、別途使用料が必要となります。

※陶芸で利用される方は、粘土料（焼成、釉薬料込み）等が別途必要となります。

※年度途中の申込みの場合、使用許可日の月から月割で計算となります。

■利用詳細ルール

☆会館の自主事業や、貸館での公演等本番の予約が入る場合は、それら本番使用を優先させていただきます。

☆予約のキャンセルは、遅くとも前日までに連絡してください。

☆利用前、利用後には、会館受付（夜間の場合は、警備員）に利用の開始・終了を伝えてください。

☆年度途中の申込みは、空いている曜日・時間帯があれば「登録利用」できますが、利用期間は許可日から令和9年3月31日(水)までとなります。

☆利用後は、清掃し、室内の備品等を元に戻し、ゴミ等は持ち帰ってください。

※上述にご同意いただけない場合、「登録利用」をお断りさせていただきます。

また、申請書の記入事項と利用等の実態とに相違がある場合は、施設利用の中止や登録の取消をさせていただく場合があります。